

海防彙議二編

六

奇外書冊

武備兵法

和書門類	二四八四〇號	六七函	三八冊
------	--------	-----	-----

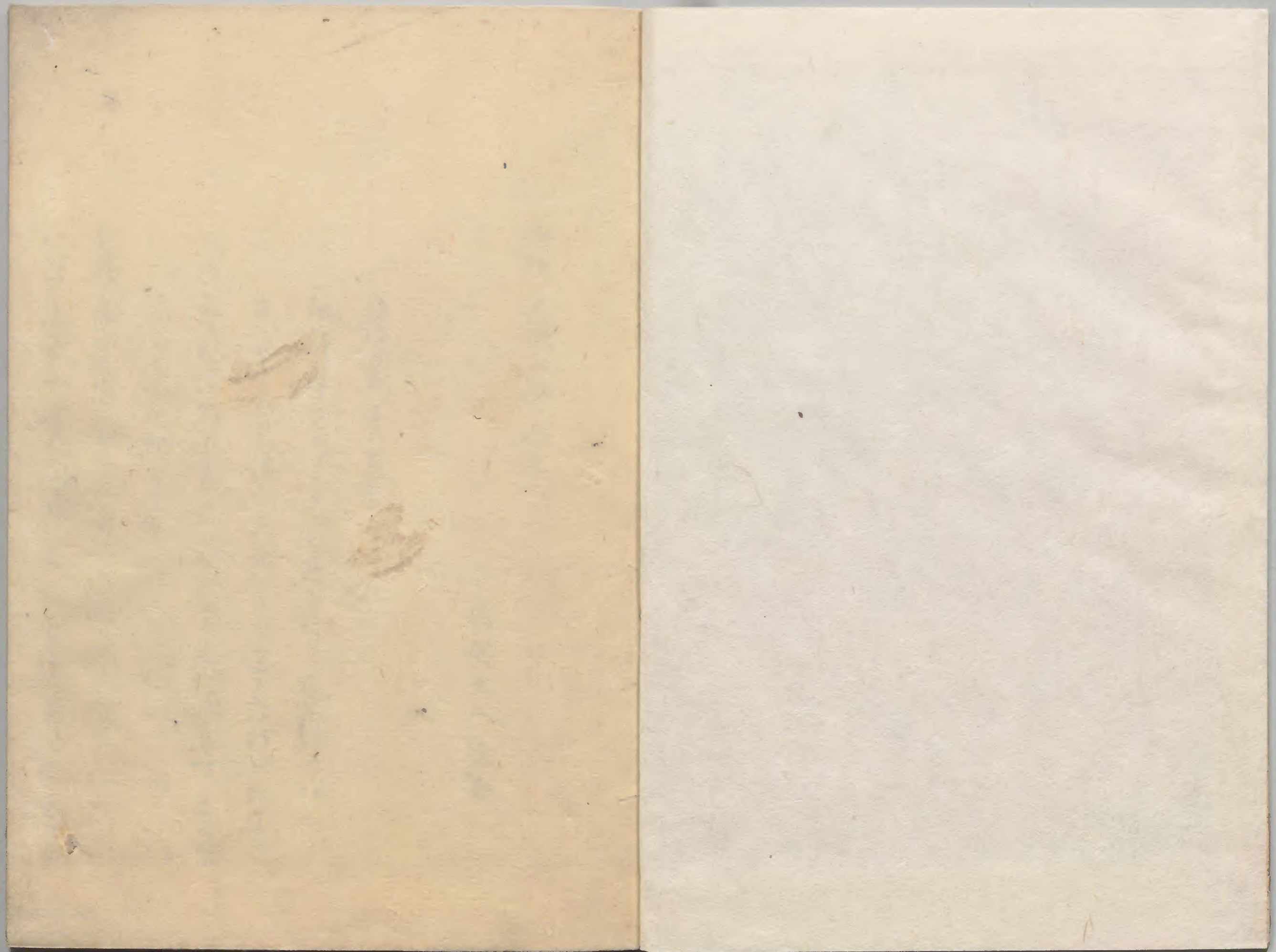
內閣文庫	和書類	二四八四〇號	六七函	三八冊
------	-----	--------	-----	-----

內閣文庫	番號	和 24840
	冊數	18 (6)
	函號	189 397

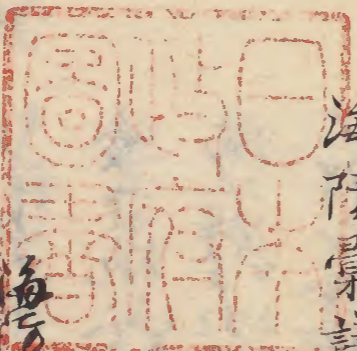
189397



裏面記載のない箇所は省略



海防彙議 二編 卷之六



海防義弁

淺草文庫

松園主人編纂

海防彙議 二編 卷之六
海防義弁
海防彙議 二編 卷之六
海防義弁
海防彙議 二編 卷之六
海防義弁

一 皇朝 海防 彙議 二編 卷之六
海防義弁
海防彙議 二編 卷之六
海防義弁

此等事を推し合ふて我々の所爲を人々も亦
神國の浮朴しき事と疑はし外者との信を事一國体
切つて守りし事義を古より外蕃の法に
皇朝

迂而疎

用らざるを彼國法不極りたるを有る爲に我神國
道の形製補修して一國法以治得たりしに
中より其後信をの家を唐の義と傳へ之を國と有
らし難く亦事しれり信を祖統也海運の國莫外見
食をこれ今に西洋の割後と云ふ物不
皇朝を更し外冠の
爲不侵されざるは實に氣練威し剛堅外蕃の力不
大理と金得る人の海防策し法を以て傳へ在來の爲
備

不説指置而
談其際不免
爲空論

是の事も福も如くは高純のくく月と氣不傳り變毎ハ
形くはる法用浮は主命しきた故貴田書未拾りて
地不借完は任在後しは自ら然法國の善地と云く
之を以て
戸籍の法不立之命し事と村ハ
余儀を以て格別人列し義と教を以て法を以て法を
自給しは高純の人口も逐く其地し事ハ高純の
と云く未報一切の事も入用益多し故と云く
法に大入用故多し事も其地其地
之を以て押移すは必傳り傳りし事ハ
之を以て人々を多報粗末極りし事ハ

し何卒其學核心造して方々教りしは右兵學子授りし小條
流とて之を以て中越ハ南流ハ北極南長江以下ハ流は皆自海より
軍法家何流なくとも其意を以て推し
皇朝古より規則とて其意ハ兵
書よりハ其流は其由流を以て甲
別流より南流と北流のたゞ基礎とて之を以て其由流を以て
其流は皆流 皇朝北流と南流とを以て其由流を以て其意ハ
風し無流 水致大絶小絶とて西洋流別流とて其意ハ其流
也也
人扱の幾門とて之を以て固休有り別致會得しとて其意ハ其
るに之を以て外冠流其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其
も之を以て其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其
能く其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其
方ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其

都大板橋邊流別首府必そ天文地理病院流其學と設方

其法ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其

杜規 魯西五の事ハ の京條百戰血流流 中其意ハ 於軍士下調律と

其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其
也其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其
上之海流其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其

其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其

如地ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其

柏麻竹草の如く遠卷ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其

其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其

軍法を教ふる所の風俗を思ひて世に於て其の舟の製法を

堅大にして其の丈を三尺に計りて其の舟を造る今其製法を記す 漢書卷四

舟と抄括する容易く大槳の舟に舟の漕を重き舟は水に安んずれば漕を重き 舟は水に安んずれば漕を重き

舟の内を空にして其の舟を造る舟は水に安んずれば漕を重き 舟は水に安んずれば漕を重き

備の軍艦は三つに分ちて其の舟を造る舟は水に安んずれば漕を重き 舟は水に安んずれば漕を重き

加例の舟舟の名を 舟は水に安んずれば漕を重き舟は水に安んずれば漕を重き

大角の舟は水に安んずれば漕を重き舟は水に安んずれば漕を重き 舟は水に安んずれば漕を重き

皇國の舟は水に安んずれば漕を重き舟は水に安んずれば漕を重き 舟は水に安んずれば漕を重き

小角の舟は水に安んずれば漕を重き舟は水に安んずれば漕を重き 舟は水に安んずれば漕を重き

賊船の舟は水に安んずれば漕を重き舟は水に安んずれば漕を重き 舟は水に安んずれば漕を重き

舟の中を空にして其の舟を造る舟は水に安んずれば漕を重き 舟は水に安んずれば漕を重き

舟に謀りて其の舟を造る舟は水に安んずれば漕を重き 舟は水に安んずれば漕を重き

舟の中を空にして其の舟を造る舟は水に安んずれば漕を重き 舟は水に安んずれば漕を重き

舟に謀りて其の舟を造る舟は水に安んずれば漕を重き 舟は水に安んずれば漕を重き

舟の中を空にして其の舟を造る舟は水に安んずれば漕を重き 舟は水に安んずれば漕を重き

舟に謀りて其の舟を造る舟は水に安んずれば漕を重き 舟は水に安んずれば漕を重き

舟の中を空にして其の舟を造る舟は水に安んずれば漕を重き 舟は水に安んずれば漕を重き

舟に謀りて其の舟を造る舟は水に安んずれば漕を重き 舟は水に安んずれば漕を重き

舟の中を空にして其の舟を造る舟は水に安んずれば漕を重き 舟は水に安んずれば漕を重き

昔拾支も多し方々なる打草を清く主持は勿論是れも
らひも如く願之杯極外の本に之に後地船毎一人數を
向ふ義公格を以て船に在るも南より北へ或は北
年自隨の事なりと云極くは南に在るも北に南付の
事なりと云て其故に故令と考ふるものと云付は清洲の司
將用務小出といひ日物外冠所領の備も懈怠も善一善
の御本進所のみも御斗の事なりと云た事なりと云加敷の人
叔父の父は洛に領あり海客の船を造り時常不慮し出張り先
且士年とて船を遠巻渡り度も入念に之を御守を先
渡來清洲者其洛に在る海客の船に在るに在後五年の事

一此の事又根藉より解して是を備揚州或は軍船なりとも大磯
と云ふは洛の御役を始ありと云ふはかく年々之を不航船と見
たりと云ふも洛と伺ひ船に在るは他把去なり是れ今の中古と
宣稱するは洛の呂宋阿媽港伊新把依亞波爾杜尾爾卧也貌利
た泥西の國と云ふは未だ物より波爾杜茸尔入天と云ふ
梅酒より紅葉の外未だ物より多かり條國利の事と云ふ
交易の事云ふは 宣稱不承元年、渡來清洲代々根藉は
也先班房の呂宋と云ふ一和葉の唱喇吧と云ふ一、後船よ
り諸門の好根藉より多し呂宋唱喇吧の從と云ふ、此の根
と稱するは未だ物より多かり條々牛皮の地を借り其より之と

何れも國を奪ひて屬國に於てせよと云ふ賊は昔の先蹤に

生かす人年々 皇朝を凌りし積りしは必ずしも必ずしも

ははらざるや 艘高き如し流來流去上下の基は在る者きて下

流新に於て清は俄に肝要を奪はんと欲せし二艘の英國船

流來ししは先河經のりとはししははははははははははははは

はははははははははははははははははははははははははははははは

島に於ては船未の流來する小竊が仕自然近友に仕よりる

流を凌りしはははははははははははははははははははははははは

二流の流來ししははははははははははははははははははははははは

中はははははははははははははははははははははははははははははは

一 從て皇朝海の偏北稀に半より自然軍船も少く
西を走ると船西の方し船を失ふ船は少くはるる軍船
貯ひしはははははははははははははははははははははははははははははは

急務不為ししはははははははははははははははははははははははは

近日所傳海賊
流船制豈能堪
對外表之船或臨

其矣

小林 流の船 答ふはははははははははははははははははははははははは

中月にははははははははははははははははははははははははははははははは

也 是はははははははははははははははははははははははははははははは

流來流去のりとはししははははははははははははははははははははははは

流來流去のりとはししははははははははははははははははははははははは

海戦合別有説
畧載擬對編中
至其詳更有談
兵知要

其新法被傳は其勿論軍船にて不の便よりしを不に其苦に其艘白
其定公領を代よりし其船子の其士調練し其水之拖二浦、
廣之の澳へ其後とあり一家に其令と下とあり其
艦隊に其軍船製他の一其海沿を其行要
其舟より其舟之御も一利あり其舟九只隨ち其海を其
右より其舟九洋舟より其御も其軍船を其舟の御
其舟より其舟の御も其舟の御も其舟の御も其舟の御も
其舟より其舟の御も其舟の御も其舟の御も其舟の御も
其舟より其舟の御も其舟の御も其舟の御も其舟の御も
其舟より其舟の御も其舟の御も其舟の御も其舟の御も
其舟より其舟の御も其舟の御も其舟の御も其舟の御も
其舟より其舟の御も其舟の御も其舟の御も其舟の御も
其舟より其舟の御も其舟の御も其舟の御も其舟の御も

一西洋其船の事より其大砲を其下其右國へ其電の事

皇朝の人其見其事物不詳なり西洋の大砲も其用も其下其

其存其事より其知なり其従て其任用法より其事より其

西洋諸物より其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり

其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり

其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり

其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり

其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり

其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり

其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり其知なり

兵器の徒の西洋の考術と例行す是に於ては既に述べた如し
 諸の要を略すべく其の要なる排氣鐘越列者の爾雷銀の五に
 其精巧を以てし其の用は風船（空船）にて其の中と其の自其を
 引つらし船を動かすも其船と其海を遊遊して其を
 又其の船（空船）が用は其の船と其の用は其の船と其の用は其の船と
 一湖の舟りし其の船と其の用は其の船と其の用は其の船と
 の兵備志を究め其の用は其の船と其の用は其の船と
 其の用は其の船と其の用は其の船と其の用は其の船と
 皇邦用の其の船と其の用は其の船と其の用は其の船と
 其の用は其の船と其の用は其の船と其の用は其の船と

皇朝國武の才性を以て其の用は其の船と其の用は其の船と
 其の用は其の船と其の用は其の船と其の用は其の船と
 其の用は其の船と其の用は其の船と其の用は其の船と
 其の用は其の船と其の用は其の船と其の用は其の船と
 其の用は其の船と其の用は其の船と其の用は其の船と
 其の用は其の船と其の用は其の船と其の用は其の船と
 其の用は其の船と其の用は其の船と其の用は其の船と
 其の用は其の船と其の用は其の船と其の用は其の船と
 其の用は其の船と其の用は其の船と其の用は其の船と
 其の用は其の船と其の用は其の船と其の用は其の船と
 其の用は其の船と其の用は其の船と其の用は其の船と
 其の用は其の船と其の用は其の船と其の用は其の船と
 其の用は其の船と其の用は其の船と其の用は其の船と
 其の用は其の船と其の用は其の船と其の用は其の船と

大算急裝不優
 其説載擬對篇

夜即自大可嘆

百目と極とくく一家の製也甚たるのりて宛先道承て横城

上と河津の報本是ハ松檜梅のれハナノ其本少急一カ城の之のり

とし香の業流西洋人に見せたり其意の極致に感服とす使をな

借羽を杉雨決羽高論羽取月代板月草了了均其不道其舎大

の仕振成るを試み火銃の強弱を金持にせり其を田村大之國史年

町を百目玉角うて去るも十三町余を月大形は町を正名ぬの

才と其母大之國を重た首し其報中列を其入事し其本意

候不辨ありし帆柱を打切船の水際を打りしと

去るに候羽りし西洋砲と能多操し其向を砲術にたかしの

又一急の業流は制し甲の流西洋流と流者つし其のや

説得佳々

西洋の砲術はくもけ意とある能くお世に大術研究はゆのり

一 砲臺のまじりし海防同業を流砲臺と信て津威を考す

そのあうりし世に業とてししと計兵を固し其も其も揚夫り

お八郎とてし其もお八郎形を一砲臺ハ世とて其も其も早

けき其流もよ水由道形を流て城に其其し一砲臺とて

城に其八山のとて其も其も少其の前庭と其向例の船程を其

其流とて其も其も其も其も其も其も其も其も其も其も其も

の流とて其も其も其も其も其も其も其も其も其も其も其も

其流とて其も其も其も其も其も其も其も其も其も其も其も

一 陣中其の中より下を渡るに及んで

いざ知らぬ此の山々の麓を白濁の川に流れてゆく

山々の裾を流れてゆく

いざ知らぬ此の山々の麓を白濁の川に流れてゆく

山々の裾を流れてゆく

いざ知らぬ此の山々の麓を白濁の川に流れてゆく

山々の裾を流れてゆく

いざ知らぬ此の山々の麓を白濁の川に流れてゆく

山々の裾を流れてゆく

いざ知らぬ此の山々の麓を白濁の川に流れてゆく

此の山々の麓を白濁の川に流れてゆく

いざ知らぬ

一 海を渡るに及んで

いざ知らぬ此の山々の麓を白濁の川に流れてゆく

山々の裾を流れてゆく

いざ知らぬ此の山々の麓を白濁の川に流れてゆく

山々の裾を流れてゆく

いざ知らぬ此の山々の麓を白濁の川に流れてゆく

山々の裾を流れてゆく

いざ知らぬ此の山々の麓を白濁の川に流れてゆく

山々の裾を流れてゆく

海防辨

一 先年仙臺ノ林子平既ニ心付外國海防ノ備忽ニ
ナラサル一事ヲサトセルニ因テ人々心得居ル
処ナレ其備ノ下ハ如何ニヤ各考所ナラ備フ
ルモ有ク備サルモ有カ何レニ海防ノ下ハ日本
海岸ニ備ハラスニハ益ナカルヘケレハ海岸ニ
備ヘシトハ 將軍家御下知ニ由スニハ成マシ
日本ノ事ハ何事モ 將軍家ノ御計ラヒニヨレ
ハ下ノ計ラヒニハナリ難カルヘシ先年蝦夷地
騷動ノ節モ亦其後モ御下知有テ國ニ備ヲナス

其後次第ニ静謐ナルニ付自然ト備モ忽カセニ
怠リ勝トナラスヤ我國ニ光明ヲカフムル者ハ
天子將軍ノ御恩慮ヲ羨スト云フナケレハ御恩
澤ノ深キヲ思フセハ其職ニ非スト虽其恩惠ヲ
報フノ策ヲ考ルニ咎ハ有マシサレハ海防ノ策
ヲ考ルハ主恩因恩ヲ厚ク知ル武者ノ眷ニシテ
當今最要ナラニカ

一 日本海防ノ忽セナラサルノ愚按左ニ記ス
難艱咸ニシテ蒙古我カ筑州ヲ襲ハ氏天変ノ為
ニ大軍ヲ失ヒ終ニ北條時宗ニ辱シメラレ

ホルトカル天主教ニテ和国ヲ謀ラントスレハ
是亦不達ニテ終ニ討戮ニ行ハル

朝鮮ハ本来支那ノ属国ニシテ支那ノ恩ヲ承ル
ト雖我カ神皇ニ伏セラレテ和朝ニ通ス後礼
ヲ失フニ依テ神功皇后之ヲ伐テ其信ヲ正シ
玉フ後秀吉公之ヲ討辱カシメ勢ニ乘シ明国ニ
踏込シ明兵迄ヲナマシ玉フ
琉球国モ支那ノ恩ヲ承秀吉公ノ下知ニ因テ薩
摩ニ討ル

明ノ国姓爺援兵ヲ請ヒ許容ナク終ニ明清兵ニ

亡サル是日本信ヲ明ニ失フニ似明姓再興セハ
之ヲ思ハンカ

先年魯西王約定ニ依テ通商ノ礼ヲ厚クシ使
節ヲ贈レ氏詩容ナク刺ヘ巖命ヲ以テ帰帆セシ
メ給フ是又信ヲ闕ニ似タレハ彼日本礼ヲ矢フ
ト思ハンカ

右ハ何レモ和朝ノ神法ニ随ハセラル、処ナレ
ハ我国法ニ於テ聊カ道ニ違フ所ハアルマシ然
凡右ノ国ニ於テハ必ス仇讐アルマシトハ云
難カルヘシ執念後世ニ引ハ人情、然ラシムル

処萬国ト蚕替ルマシキカ我国ノ情ヲ以テ之ヲ
察セハ執心ナキニシモアラサレハ之カ備ヲ設
ケスニハ我神国ノ厚恩ヲ報スル心ナキニハ非
ルカ

一 日本ハ上国ニメ外国ニ便ラス獨居ニ安ニスレ
凡万国ハ地勢悪キカ故諸方ニ交和ヲ結テ互ニ
其国ノ不足ヲ助ケ合故ニ右ニ云処ノ六国モシ
互ニ助合ヲスルニ於テハイカナル事ヲ約セシ
モ計リ難シ又實否 不知ト蚕近年兎角法制ヲ
破リ外国ト密ニ通商ヲ結フ沙汰アリ是ハ忽セ

ニ捨置セラレマシケレハ猶嚴シク禁制アルヘ
シ然ルニ於テハ外国必ス利益ヲ失カ故イカ
ル不正ヲカ語ラヒ謀リ来ニ此云難シ又是ハ偽
人共ノ妄説ナランモ知サレ氏魯齊西カヒセシ
ホロニヤ国魯齊西主ノ命ニ因テ我北地ヲ窺フ
由亦朝鮮ノ臆意ハ和朝ニ服従セズ支那ニ服シ
居ルトノ俗沙汰モ聞ハ右ノ諸説ヲ以テ思ヘハ
韃靼ト滿州ハ魯西西ニ隣リ朝鮮モ又魯西西ニ
通高スト云ヘル俗沙汰ヲ聞シトモアリサレハ
此四国隣国ノ信ヲ結ハ、是又イカナル謀ヲカ

企ニ之ヲ思察セズ空然ト安シ過ニト如何ナラ
ニ小子カ聞処ハ右ニ記ス六国ノ更ニ皇代以來
外兵ノ和朝ヲ襲フト己ニ二十餘度ト聞各何ノ
故ソ皇国ノ忝キヲ存セハ思ハスニハアルヘカ
ラス

一 外兵襲来ニト末世ハ言モサラ也今我カ生ル、
世ニ来ラントモ量リ難シ襲来リシ日ハ古人ノ
為ニハ今日ナリ千歳後ノ人ヨリハ我今日カ千
歳前ノ今日也古ノ人モ末世ノ人モ我カ今日ノ
如ク外兵ノ襲ニ来ルトハ憂ニモ知ル人有マシ

キ也固ヨリ曩ニ来ル一知サレハ倫ヲ設ル人ナ
キモ今ノ世ノ人ノ倫ハサルカ如クナラニ吉ヘ
二十餘度襲ニ来ルト其度毎ニ思ヒ寄サル時
ニ襲ニ来リヌルニコソ有ヘシサレハ天下ノ人
今曩ニ来ラント思ハサル代ナレハ襲ニ来ラニ
カト倫ルヲ是トスヘキナリ既ニ近キ蝦夷地暨
動ノ寸モ早打来ル迄ハ誰有テ襲ニ来ルトハ思
ハサリシ

一和国ハ小島ト虽黄道直下ニ位シ且水火ノ二氣
平均ニシテ留滞セハ能運散スルノ地形ヲ具ラ

因テ寶種ノ茂盛万国ニ秀テ大塊中ノ寶国ナリ
故ニ夷戎此地ヲ得ン一ヲ謀ニヤアヲニ然ニ於
テハ天造地化変セサレハ襲ヲ心モ亦盡サルヘ
シ以テ海防ノ倫忽センスヘカラサルヲ思ヘ
一近年魯西亜船ノキリス船東府近キニ入船ス其
後重テ来ルニ於テハ打拂フヘキ旨諸国ニ仰渡
サレシ後ハ着岸セス只年々東地ノ地方ニ遠近
ト往返スルノミ何レヨリ傳ヘシヤ日本ニ害ヲ
為ニハアラス鯨ヲ漁スル為ニ来ル也ト申タル
ノ沙汰ナリ漁ヲ為ニ為ニ来ル船ナラハ海岸近

クハ通ルマシキ筈ナルニ房州上総ニ至テ海岸
近ク通りシテ數度ナリ又近ク船懸リセシテモ
アリサテ此西三年ハ何故ニヤ通航セサル由鯨
ヲ取盡シテヤ又漁モ利益薄キ故ニヤ蝦夷地乱
妨致セシ後ハ年々違ハス數年ノ間往返セシニ
兩三年前ヨリ絶テ不通不審ナルトニ非スヤ是
ヲ鯨ヲ捕ル船トノミ思ヒ捨ルモ餘リニ思慮淺
キニハ有マシキカ絶テ来ラサルヲ疑ヒ考レハ
兵糧ノ助トナル鯨ヲ漁ル法モ試ミ又鯨ノ居所
モ見届ケ日本海岸ノ地理海上ノ相モ見究メク

レハ最早討ヘキ用意ノ評議ニ取懸リタルモ知
ヘカラス之ヲ漁船ニ致置安シテヨカラシヤ大
方セアラハ聞マホシキ也 皇祖ノ神慮ヲ重
シ本朝ノ尊ヲ存スル士ハ是ヲ安ンセシヤ當時
備ノ薄キヲ竊ニサシヤキ歎スル輩ハ多シト見
ユレ氏實ニ國恩ヲ報セシト謀ヲ海防ノ業ニ丹
誠ヲ委子勤ル士ハ希ナラシ

一 和國ハ万国ヨリノ通路自在ニシテ廻岸着船何
國ニセンモ自由ナリ神祖之ヲ知シ召テ海岸
要害ヲ設ケ東西南北トモ海道ヲ開キ六内ニモ

東西南北ニ往還ヲ開テ四方ノ海岸ニ岐路ヲ付
山陸ノ遠用ヨリ援兵ヲ出シ海防ヲ助ケテ外兵
ヲ討ノ策ヲ設ケ王ヲ若トリ察セラレス海防ニ
備ヲ厚クセン一既ニ往時其為ニ路ヲ開置玉ヘ
ハ今何様ニ備ニ氏軍テ難キ一アラニ外兵海防
ニ備ニ厚クセンハ皇神慮ニシテ自ラ御當代
ニモ其法立テ山国ヨリ兵ヲ海国ニ出サシメテ
之ヲ助ケシム是往時ノ神慮ヲワカセラレ
皇帝ニ奉シ給フ所ナレハ忽セナラサルノ道ト
云ヘシ厚ク備スニハ戒マシキ一ナラニ右ノ御

定法ナル上ハ山国ニ住ムセモ厚ク心懸ケ吟味
シテ海備ヲ設置ヘキ一ナルニ具用意ノ厚キヲ
見聞ス歎スヘキ一カ

一 攻法ハ守法ヲ以テ守法ハ攻法ヲ以テストハ宜
ナリ然ニ海防ヲ設ニハ先外兵襲フ処ノ大畧
ヲ計テ備ヘ設ケスニハナルマシキナリ叔思フ
ニ外国ノ戦法モ古ト今トハ同シカルマシ又国
々ノ戦法一様ナラサルモ必定ニシテ是等ハ申
迄モナキ一也外国遠ケレハ其戦法ハ元ヨリ知
ヘカラス然レモ當今ニテハ万国凡ニ火炮戦ヲ

專トセンハ必定ナランニ襲来ルニ於テハ船數
千モ萬モ来ルト積ラスンハナルマシキ也亦船
ハ風カ次者一夜ニモ百里ニ百里モ走テ往返速
ナレハ今日東国ヲ襲ヒ兵ヲ東国ニ詐リ引テ日
ヲ経ス西国ノ空虚ヲ攻討ニ安ケレハ北ヲ襲ト
云凡南方ノ兵ヲ薄ク致スナラジサレハ其地
限ノ勢ヲ以テ防キ討ノ計畧備ラスンハ叶マシ
サテ此備ノ法ト業トハ數條有トハ其法ト業ト
ニ於テハ大ニ善惡勝負有ヘシ廣ク尋テ吟果セ
スンハ有ヘカラス

一 外兵日本ニ近キ四方ノ國地ニ此ニ亦我國四方
ノ島ニヲ取テ此ニ四方ニ和國ノ討手ヲ偽リ引
出シ是ヲ討テ本國ノ勢ヲ薄クシテ乱討セハ難
儀ナルヘシ亦島ニニ討手ヲ向スニハ彼島ニハ
心ノ儘ニシテ大ニ利ヲ得ニ又船ノ往返ハ速ナ
レハ西ニ集リ東ニ集リ虚ヲ見テ討ハ是亦難儀
ナラン

一 我國遠島ノ流人ヲ愛シ付テ案内ヲ能知リテ計
襲ハ、彼カ利大ニシテ防戦ノ方損アルヘシ是
又人ニ心付処ニシテ背一難ナラン和國ハ廻船

ヲ以テ互ニ自国ノ不足ヲ補ヒ国民ヲ助ケ若外
兵襲フニ於テハ廻船ヲ止ルハ必定ナリ此難ヲ
除クノ法ナクニハ有ヘカラス

一日本ノ風土ハ海岸ノ廣狹国ノ善惡貧富物成ス
多少ニモ不拘貧国ニテモ已カ領スル地方ハ何
程ノ大敵ニ引受ルモ我一手ニテ防カ子バナラ
又者ト心得只佳ノ積リモナク已カカハミニテ
防クヲ切トスル国風ニテ他ノカヲ頼ミ救ヲ受
テハ辱ト心得ル風也此風ハ氣張勵ミモ強ク十
ルニカケニテ至極頼アル法ナレ凡国ノ善惡地

ノ廣狹物成ノ多少等同シ高ニテモ多分ノ違ヒ
アリ却テ收納ヨキ地ホト国ノ方狭ク收納少キ
方ハ地廣キ也貧地ハ何程氣張強クモテカ足ラ
サル理現然ニテ異国ノ大軍ト争フニ於テハカ
足サル国ハハイヤ凡援兵ヲ出サスニハ防難キ
理明ナリ自己ノ分限ヲモ不辨一手ヲ以テ討チ
勝ニトノミ氣ヲ張ル精武士ニテ鄙夫ノ勇トモ
云ヘキカ然レ凡其勇氣ノ惡キト云ニハ非スカ
足ラサレハ強大ノ敵ニ向フテハ必定勝ハ危キ
一云テ可知又敗レテハ異国ニ對シ日本ノ武儀

ニカ、ルト云フヲ不辨処ヲ云也尤智明ノ將出
ハ地ヲ富ニ福田ニマサルヘシ假令一代位良將
アリト永久富ル程ノ福地ヲ補フトモナルマシ
亦貧困ノ分悉ク良將生スト云フハナケレハ外
兵ノ大軍ニハ援兵ナクテハナラサル理ハ云マ
モナカルヘシ若シ火砲援兵ヲ頼マス少勢ヲ以
テ大軍ニ必勝ヲ得ントナラハ是ニ増ルト有マ
シ併明智ニ非スニテハ難カルヘシ
一前條ニ記ス如ク外兵大軍ニテ来ラハ海岸ヲ領
スル將自國ノ兵ハ減スルトナラサレハ互ニ隣

海ニ勢ヲ送り救難キト有ニ因テ小勢ニテ大軍
ニ向フ積リニ非スニハ成マシ然ニ亦機ニ依テ
ハ船戦ヲモ致サレハナラサル故其用意ハ致
置小虽船軍ハ外敵ノ大軍ニ小勢ヲ以テ船戦セ
ニトハ先損ナルヘシ合戦ノ勝負ハ勢ノ多少ニ
由ラスト虽外敵大軍ナルヲ小勢ニテ防クニハ
海岸ニ引受砲丸ノ西術ヲ以テ防クニマサル策
ハアルマシ之ヲ臺トシテ臨機應変ノ備ハ施ス
也然ニ又此砲火法業ニ於テハ前ニモ記スル如
ク善惡勝劣ノ異ナルアリ又兵ニ熟不熟アリ是

ヲ疎カニシテ吟味届カスニハ砲火ト虽功ナカ
ルヘシ

一 砲火ヲ以テ海防ニ備フルノ肝要左ノ如シ

一 日本廻岸ノ里程險易濱陸ノ廣狹海底ノ深淺

一 等ニ應シ火銃ノ玉目并負數ノ積リ

一 中筒右同斷積

一 火業ノ積リ業ハ數法アリ最勝劣雲泥ノ違アリ

一 硝石製法ノ損利

一 硫黃負數ノ積

一 大中ノ筒鑄法并鍛鍊筒製法ノ損利

一 海持ノ城下并左右後口ニ續ク鄰國ニ通スル

合箇ノ法但昼夜風雨ニ每滯速
スルヲ要トスヘシ

一 地理ノ遠近ニヨリ海岸近キニ要害ヲ定メテ

勢ヲ出シ置ト又海岸遠見ノ合箇ニ應シ城下

ヨリ勢ヲ出ス法定ノ下

一 海上ノ敵船遠近町間測量ノ事但船ハ暫時モ

止ラサルカ故速ニ量ニ速ニ町業ヲコシ矢倉

ヲ定メテ打放ツヲ要トス但砲玉ハ勢カ剛十

リト云凡中ヲサレハ詮ナシ故ニ中リヲ專ニ吟

味スルヲ要トス又込替早キヲ肝要トス和漢
流兵学者ナトノ論ニテハ中リ手廻シ等一向
不構処ナレ此鍛鍊ノ位ニ於テ勝敗ノ損得
大ナルヘシ

一 海岸火砲ノ備陣取ノ事但五具ノ備ノ陣取ト
ハ大ニ異ナリ

一 算ノ丁是六五具ノ備ノ陣取トハ同シカラサ
ルナリ

一 作候忍法是六心得差等アリ

一 兵糧ノ手配第一ノ肝要ナレ氏自国ナレハ手

配宜シ諸流軍学ノ法ニ任セテモ可ナラン

一 大銃臺場ノ積リ製法ノ次第是六損徳多シ

一 外兵上陸セントスル中潮離レヲ討取テ尤專

要タリ

一 夜分ノ守法是六大切ナリ

一 農民ヲ以防兵ニ用ニ風雨ヲ見ルニ漁夫ヲ用

ルノ類兼テ法ヲ教示シ使フナリ

一 海国ノ後口ニ續ク国ヨリ援兵ヲ出ス法是地

理ノ陰易ニ隨ニ運送ノ損利尤肝要タリ

一 砲火術ノ功見證賞養ノ次第是難シ此法別テ

大切ナリ此法正明ナラサレハ兵勢スルボカ
ラス

右ハ海岸備ノ專要タルヲ荒増記ス船戰ノ事ハ
別ニ記ス

一前ニ記ス通近年東海ニ年々異国船ニ三艘ツ、
往返致スノ類ハサシテ備ヲ嚴ニスルニハ及フ
マシ相應ノ兵ヲ以テ僅ノ大銃等ニテ打拂ヒ置
ハ難ハ有マシ大ニ備ルハ費ナラニ然レ船ハ暫
時ニ數十里ヲ走レハ船政不見ト虽速ニ數艘未
ラニモ測難ケレハ是ハ兼テ備ヲ厚ク設置テ故

少モ差支ナシ

一外兵眞數ノ積大船三百人衆ニテ十艘三千人也
百艘ノ三万人千艘ノ三十万人也中艘二百人衆
ニテ十艘二千千人艘ニ十万人也小艘百人衆ハ
大休ニ准シテ知ルヘシ

一日本海防備ヲ凡ソ積リテ記ス叔上ニハ海岸陸
共ニ明細分間ノ御繪畫有故悉ク積モ速ナラニ
且世間ニモ海岸里程ノ畜數品アル由ナレ氏委
シキ物ヲ不見ハ知難シ因テ船路ノ里程ナトヲ
以テ日本廻岸大凡ニ推量リ海岸備ノ積リヲ大

矩ニ譬ヘテ左ニ記ス先内海入海ヲ除キ外廻ノ
ミ々鼻入江ノ周リヲ凡三千里ヲ積テ段々算ス
然ルニ當時ハ追々新田運上諸益モ増シ收納格
別多分ニ成タラシナレト夫ハ差置先表高計ヲ
以テ積ル長高二千八百十九万石ト致シ之ヲ三
千里ニ割レハ一里ニ付高九千三百九十六石餘
ニ當ルリテ海岸三千里ノ内磐石遠淺ヲ除キ着
船上陸シ易キ処半分トシテ千五百里也千五百里
ニ致セハ一里ニ付一万八千七百九十三石餘ニ
當ル也此割ヲ以テ国民凶年ノ手當家来ノ配當

吉凶臨時ノ手當若朝夕衣食住ノ費江戸往返ノ
費御役金ノ手當ヲ引テモ二三分ハ残ルヘシ此
残ヲ五六十年モ貯ヘ置カ利ヤスニ貸付ヲカハ備
ハ十分ニ整ハニカ然ニ海持ノ諸侯計ニテハ石
高九八百八十二万四千石餘是ヲ千五百里ニ割
レハ一里ニ付千八百八十二石餘此割ニテハ一
通ノ心懸ニテハ急ニ十分ニ調フマシ又奥行短
ク海岸長キ領地アリ大高ニテ海岸短ク奥行長
キ領地アリ故ニ知行ト里数ト平均ニハ備リ難
シ依テ海岸廣キニハ狭キヨリ助ルカ又後続ノ

隣国ヨリ助ケサレハ 丈夫ニハ倫難キ丁現然也
別テ貧地ノ領主ナトニハ尚更届カサルヘシ是
ニ於テ海ナキ国ヨリ援兵ヲ出サスニハ危カラ
ニサレハ海ナキ国モ海国ト同ク海防ニ用ル要
害ヲ用意シ兵モ海防ノ働キ練ラスニハナルマ
シキ也如此山海ノ国一体ニ備ルニ於テハ海外
ノ万国ヲ引受ルモ恐レアルマシ

一 百年前ハ云ニ不及予覺ヘテ五十年前ノ姿ニ比
ヲサヘ當時ノ養廉ナル丁万事甚シキ相違ナレ
ハ上下困苦ニセマリ中々武器処ニテハナシ是

非モナキ次第ナリ凡海国ニ於テ富国ト云ハ日
本ニマサルハ有マシ能奢侈ヲ削シ経済ヲ行ハ
ハ海岸ノ備位ハ物ノ數ニモ足マシ先年困窮ノ
中ニ肥前佐賀ノ太守ハ長崎備トシテ五百目玉
筒ヨリ九貫目玉迄ノ石火矢筒暫時ニ九十枚餘
製セラレタレト世ノ勤ノナラサリシト云丁モ
ナシサレハ一里ニ付一万八千七百九十三石ノ
積リヲ以テ備ヲ設ケテハ心安キ丁ナラニカ假
令海国高五千八百八十二石餘ニテモ心懸短濟
嚴ナルニ於テハ争テカ難カラニ

一 予カ右ニ記ス如ク患ニ備ス凡本朝ハ万国ニ秀
自然ニ武性ノ徳具テ勇剛ナレハ仕来リノ儘ヲ
以テ海防ノ備ハ立ヘキニ足ナラニ然レハ今別
段新夕ニ心配シ備ルニ及マシト云人多カルヘ
シナル程序カ案スル如ク厚ク備ヲ設置凡末世
ニ至迄外兵襲フ丁ナキ片ハ無益ノ費ナリ從万
一 襄来ルニ於テハ患ニ備タルノ功ナキニハ非
サルヘシ唯倫ハ行先ノ知サルカ故ニ患ニ備ル
モノソカニ治ニ乱ヲ不忘トハ何ノ故ヲ以テ言
ヘルヤ蝦夷地騷動ノ節モ早打来テ告ル迄ハ此

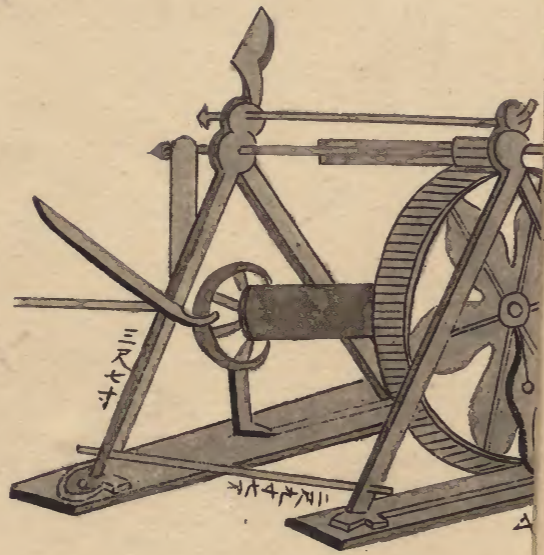
太平ニ何事ノ有ヘキソト歌ヤ三味線ニテ酒宴
サハキ已々カ遊興ニ耽リテ武術ナト心懸ル者
ヲハウトニ笑ヒシトモ今日只今早打ノ注進
来ルト聞今迄言ニ詞ハ夫キリハツタリ止ニ丁
ハ眼前ナルニ咽无通レハ熱サ忌ル、ノ諺ノ如
ク早クモ忘ル、者ナラニカ

一 武備ノ丁ハ數多ク調工備フト云凡時ニ臨テ悉
ク用立ト云ニハ非ス十ノ内ニテヲ用立ニ為ニ
テ九ツハ費トス明將ト虽不用ハ欠テ有用計ヲ倫
フルニハアラヌ明方ホト深ク不用ヲ多ク調工

備設ル故其内ノ一ツニ向ヨリ来リカ、ツテ敗
 北スル也愚將ハ不用ヲ捨テ有用ノミヲ專トス
 ル故終ニ思ノ外ナル下ニテ敗北スサレハ不用
 ヲ厚ク備ヘンニハ萬儉ヲ宗トシ奢ヲ制スルニ
 在ノミ

備設ル故

在ノミ





入水海器 船ニ仕掛タル者

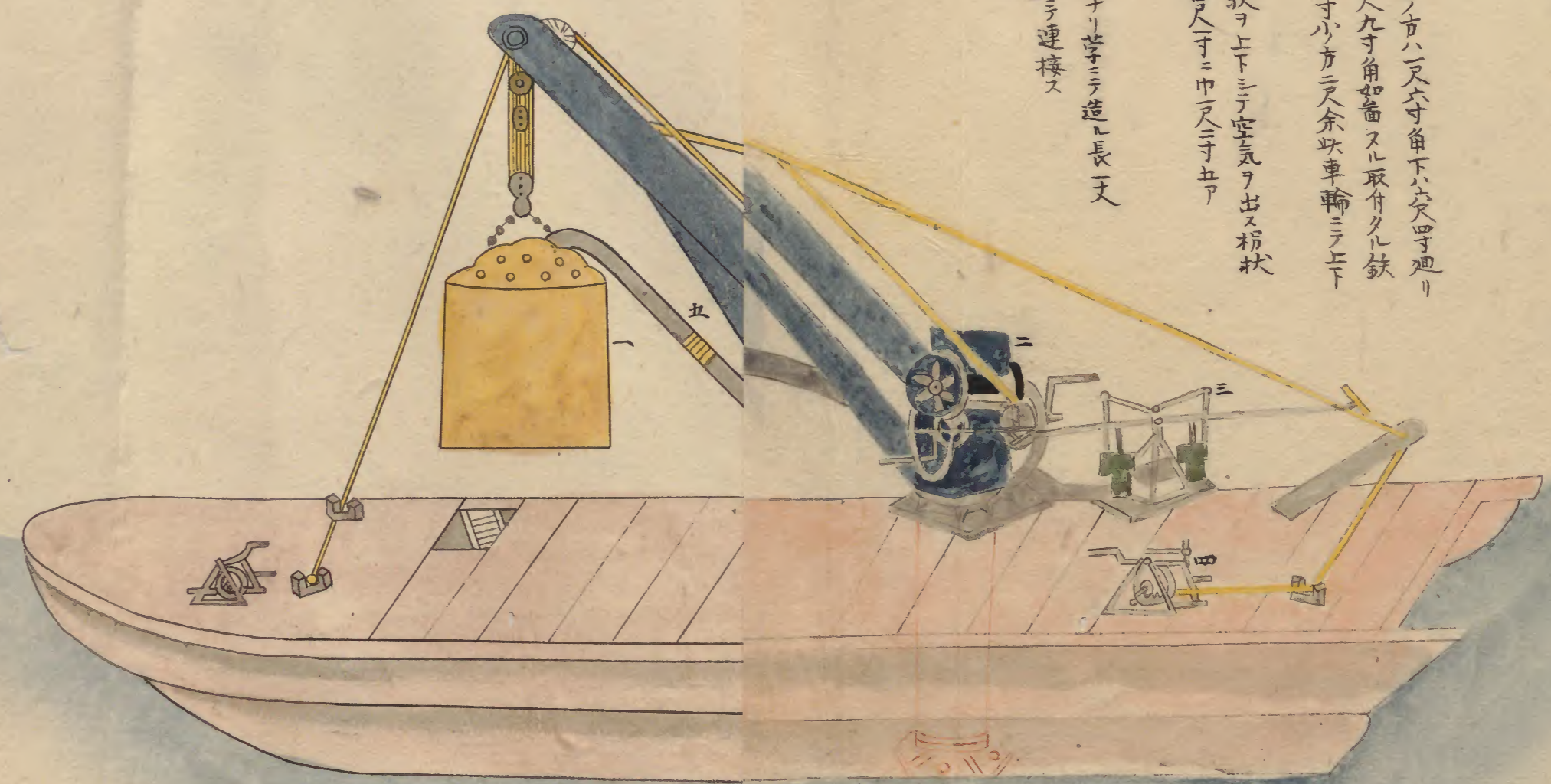
一次ニ詳備アリ

二柱長 天七尺寸 下方八尺寸 角下六尺寸 廻リ
桁天 穴同 一尺九寸 角如備スル取付タル鉄
輪 大ノ方 且三尺六寸 小方三尺 余 此車輪ニテ上
致ス

三 竜吐水ノ如柄 杖ヲ上下ニテ 空氣ヲ出ス 柄杖
長七尺寸 蓋板 八寸ニ中尺寸ニキヤ

四 別ニ詳備アリ

五 空氣ヲ輪ニ管ナリ 管ニテ造ル長天
余 其木アリキニテ 連接ス

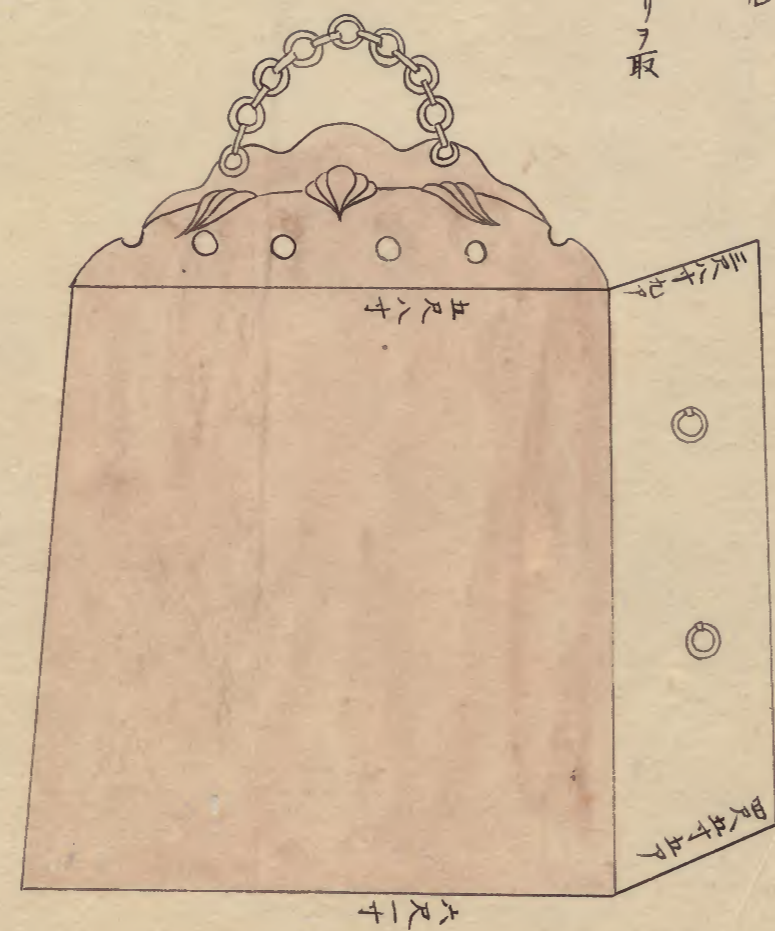


入水海器 備

鉄ヲ以テ製ス 重七十斤許

蓋ニ密 陀油ニテスル
別ニ雨覆アリ

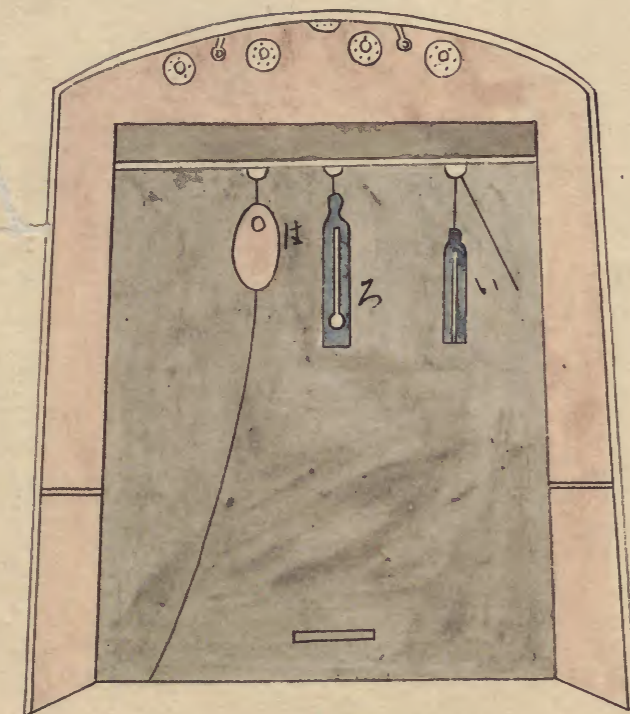
穴ハ硝子ヲ張テ 明リヲ取



入水海器 裡面ノ備

い 船ニ製ス 長一尺寸 廻リ四寸キヤ
海底ノ深ヲ許シ 器
ノ寒燄儀

ハ 七十斤 鉄葉ヲ用テ 此器ニテ
海中ヨリ 船ノ用事ヲ 書記ス 器
此外 行燈アリ 水ヲモス



折光ノ綱ヲ 以車ニテ 卷キ 柱ヲ廻ス

